

監査結果の概要	措置内容	措置状況
1 行財政局主税部 ○ 指 摘 事 項 (1) 市税の賦課に関する事務について ② 固定資産税に関する事務 固定資産の税額は、固定資産評価基準（以下、「評価基準」という）に基づいて算定されるが、その適用に誤りのあった事例 ア 正面路線の適用について 評価基準では、最も高い路線価（正面路線）を基礎として算定することとされているが、複数の路線が接している画地において最も高い路線ではなく、特段の理由がないにもかかわらず低い路線が適用されている事例 （長田市税事務所，須磨市税事務所）	地方税法第 417 条に規定する重大な錯誤に該当しないため，平成 27 基準年度の評価替えにおいて修正を行った。	措置済
イ 角地における側方路線影響加算の適用について 正面と側方に路線のある角地については，側方路線影響加算を適用することとされているが，適用されていない事例 （須磨市税事務所）	地方税法第 417 条に規定する重大な錯誤に該当しないため，平成 27 基準年度の評価替えにおいて修正を行った。	措置済
ウ 間口距離，奥行距離について (ア) 形状や利用状況等から一体をなしていると認められる二筆以上の宅地においては，本来同じ間口距離であるべきところを異なる間口距離が誤って入力されている事例 （東灘市税事務所）	地方税法第 417 条に規定する重大な錯誤に該当しないため，平成 27 基準年度の評価替えにおいて修正を行った。	措置済
(イ) 算定の基準となる間口距離及び奥行距離について，図面と異なる数値が誤って入力されている事例 （東灘市税事務所，灘市税事務所，北市税事務所，長田市税事務所，須磨市税事務所，西市税事務所）	地方税法第 417 条に規定する重大な錯誤に該当しないため，平成 27 基準年度の評価替えにおいて修正を行った。	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
エ 宅地の認定について 隣接する二筆以上の宅地について、利用状況等から一体をなしていると認められる部分の宅地ごとに一体的に算定しなければならないところを、算定されていない事例 (東灘市税事務所，須磨市税事務所)	地方税法第 417 条に規定する重大な錯誤に該当しないため，平成 27 基準年度の評価替えにおいて修正を行った。	措置済
オ 現況地目について 土地の地目及び地目ごとの評価は賦課期日（毎年 1 月 1 日）の現況により行われるが，地目が現況と異なっている事例 (北市税事務所)	地方税法第 417 条に規定する重大な錯誤に該当しないため，平成 27 基準年度の評価替えにおいて修正を行った。	措置済
カ 不整形地補正について 不整形な画地は，整形な画地に比べ利用に制約があるため，不整形地補正が適用されるが，適用される補正率を誤っていた事例 (灘市税事務所)	地方税法第 417 条に規定する重大な錯誤に該当しないため，平成 27 基準年度の評価替えにおいて修正を行った。	措置済
6 教育委員会事務局 ○指 摘 事 項 (1) 収入に関する事務 ⑤ 遅延利息を求めるべきもの 教育委員会所管の土地を C 協会と賃貸借契約し，C 協会より賃貸料を受けている。平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の賃料 383,088 円について平成 24 年 9 月 30 日を納期限として納付書を発行しているが，平成 25 年 3 月 25 日に納付されている。 (スポーツ体育課) 契約書に定めている遅延利息を求めるべきである。	当該土地にかかる賃料の納期について，契約書には「甲の指定する支払期日」と定めており，例年，年度末を納期限として納入通知書を発行していた。平成 24 年度においては，上記を踏まえずに納期限を例年より半年も早い 9 月 30 日に一方的に設定し，更に，変更についての補足説明も行っていなかった。C 協会側は納期が変更されているという認識がなく，例年どおりの納付を行い，結果として期日超過になったものである。	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	このような事から、期限を過ぎての納付になった事について、当該協会側に責があるとは言い難く、遅延利息は求めることは困難である。 今後、納期限の設定等、契約上重要な要素の変更を行う場合には、十分な説明を行うよう徹底する措置を講じた。	
(2) 支出に関する事務 ③ 正しく専決調達事務処理を行うべきもの 雑誌の購入において、実際は年度当初に業者に口頭で注文を行い、雑誌の発行の都度納品を受けているにもかかわらず、月末に一月分まとめて見積書等を徴取し、その後発注書を作成し、専決契約として支払っている下記のような事例があった。(中央図書館) 物品の購入契約について、専決契約は、当然納品の前に発注は発注書により行うものとされている(契約事務手続規程第 26 条 2 項)。新たな専決調達事務処理においても、価格が安定しており、購入先による購入条件の差が生じないものの場合は見積書の徴取の省略は認められているが、発注書は、専決契約のつど発行しなければならない。 年間継続して、購入が予定され、年間購入予定額が 100 万円を超える場合は契約監理課による契約が必要である。契約方法も検討のうえ、契約事務手続規程、新たな専決事務処理に関するマニュアルに則した事務処理をするべきである。	図書館が購入する雑誌の価格は必ずしも固定していない。よって、見積書の徴取の省略ができないため、平成 27 年度より見積合わせを実施したうえで、契約を締結している。 また、年間購入予定額が 100 万円を超える場合、経理契約している。	措置済
(3) 契約に関する事務 ① 契約監理課による契約にするべきもの ウ 複写機を設置し、それに係る経費のうち、複写枚数の実績により支払う経費について、	専決規程に基づいた適正な事務処理がなされるよう徹底を図り、すで	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
月毎に専決契約として支払いしている事例が散見された。 (教職員課，指導課，特別支援教育課，生涯学習課，スポーツ体育課) 複写機を設置して，経費が生じる場合，設置期間におけるすべての経費の契約が必要である。また，その経費の予定金額が年間 30 万円を超える場合は，教育委員会事務局等専決規程により経理契約にすべきである。専決規程の順守を徹底するべきである。	に改善可能なものについては，経理入札による契約方法に改めた。 また，5 年継続の契約としているものもあるが，現在，契約している業者との調整のうえ，専決契約を見直し，経理入札による契約手続きを行うこととした。	
○ 意 見 (1) 奨学寄附金の取り扱いに関する要綱について 工業高等専門学校における奨学を目的とする寄附金については，「奨学寄附金の取扱いに関する要綱」で取扱いを定めている。要綱によると，奨学寄附金の申込みを受け付けると，納付書により神戸市の歳入に納入される。その後，同額を奨学寄附金交付金として，歳出予算から歳計外現金に振り替える。歳計外現金で保管される奨学寄附金交付金は，学校長の請求により支出され，専用口座で管理することとなっている。また，毎年度終了後速やかに奨学寄附金交付金使途報告書を所管局長に報告することとされている。 平成 24 年度末には，専用口座に 989 万円の奨学寄附金交付金を保管していた。にもかかわらず，要綱に定められた使途報告書は提出されていなかった。要綱に定められた使途報告書の提出をするべきである。 また，専用口座に保管されている現金は，神戸市の会計の外に置かれ，準公金とみなした取扱いもされていない。公金の取扱いの透明性が一層求められている現在において，専用口座に保管する取扱いは妥当であるのか，奨学のためにされた寄附を，その目的を達成させるべく計	要綱に定められている使途報告書については，速やかに提出した。今後は遅滞なく報告するよう適正な事務処理の徹底を図った。 なお，当該要綱については，平成 13 年 2 月に，保健福祉局長，外国語大学長，教育委員会教育長の決裁を得て運用しているもので，企業から特定の教員の学術研究に対する寄附を受け入れているものであり，学内にて計画的な執行を図っており，特に学外のチェック機関の設置は考えていない。	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
画的に利用されているのかチェックする機関を設ける必要性はないか等、要綱の内容を再確認されたい。 (庶務課，工業高等専門学校)		
第7 内部統制の実施状況（行財政局監察部） ○ 意 見 監視活動は起こりうる事象に関して、何を監視すればその事象の起こることを防ぐことができるのかを想定したうえで行う必要があり、その兆候を監視していくことになる。監視に関連させてコントロールを組み込んで、小さなことは起こっても監視活動が早期発見・早期治療することにより不祥事の発生が抑えられる。また小さなことを発見していることが抑止力になっている。発生事象が不祥事というレベルにまで至っていない場合、監視活動は有効に機能していると考えられる。 本市の監視活動については主に経理処理に関連して起こりうることを想定して実施されており、コントロールとして事務処理手順が精緻化されている。精緻化されているが故に精緻化に対応できない事務的なミスが監視活動で発見されており、経理処理の適正化に着手してからの外部環境にも変化があり、事務の効率性と事務処理手順の精緻化によって不祥事が防がれていることとのバランスについて考える必要がある。 監査の結果、内部統制システムの構築については端緒についたばかりで順次進められているところであり、監視活動をはじめとする内部統制システムについては、現状ではおおむね妥当であり適正に実施されていると認められた。 しかし、内部統制システムの6つの構成要素に関連する事務の一部について、監査委員が他部局に対して実施した財務定期監査等を通じて、次のような事例があったので、改善を検討されたい。		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 統制活動関連 内部統制システムの構成要素の一つである統制活動に関連し、行財政局長が実施した契約に係る事務調査の結果、不適正な経理処理とまでは言えないものの再発防止のための新たな専決調達事務処理手順に沿わない事例があった。さらに監査委員が他部局に対して実施した平成 25 年度財務定期監査においても不適切な事例が散見された。 不祥事の再発につなげないためにも、内部統制ルールとしての妥当性に留意しつつ、事務処理手順の意味づけの浸透に引き続き注力し、ルールの遵守を徹底されたい。 また監査の指摘、意見については個別の是正にとどまらず、ルールの浸透にも活用していく必要がある。例えば、現在、工事監査に関しては、神戸市技術管理委員会で監査結果を浸透させる取組みが行われているが、事務部門にはこれに相当する組織がない。庶務担当課長会議の活用等を検討されたい。	事務処理手順の浸透に向けて、階層別研修や実務研修を実施するとともに、庁内イントラネットをリニューアルし、庁内で共有すべき様々な文書やマニュアル等を整理・掲載した。今後も引き続き、職員に対して再発防止の意義や手順についてあらゆる機会を通じて周知徹底していく。 あわせて、平成 26 年 2 月に出された市長メッセージ「経理適正化の取組の恒久化に向けて」を踏まえ、今後、必要に応じたルールの改善等も含め、恒久化に向けて、さらに取組を進めていく。 また、監査の指摘、意見の活用については、平成 27 年 1 月より職員イントラネットをリニューアルし、業務マニュアル等の掲載ページを充実する取組の中で、財務定期監査の指摘事項を掲載している。 今後も引き続き、監査の指摘、意見の活用に向けて、関係部署とも協議しながら取組を進めていく。	措置済